

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

研究室を対象とした研究活動把握データベース用システムの開発及び運用方法の検討

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

契約締結日から 令和2年3月27日

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成31年度（令和元年度）に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2
科学技術・学術政策研究所総務課経理係

電話 03-3581-2391 内線 7012

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から上記3. (1)の交付場所にて交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
令和元年8月 8日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室
- (4) 入札書及び提案書類の受領期限
令和元年8月28日 12時00分
- (5) 技術審査の日時及び場所
令和元年9月 4日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室
- (6) 開札の日時及び場所
令和元年9月17日 14時00分 科学技術・学術政策研究所会議室

4. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - ② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
 - ① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 - ② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

令和元年7月31日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長
磯谷桂介

仕 様 書

1. 委託業務題目

研究室を対象とした研究活動把握データベース用システムの開発及び運用方法の検討

2. 委託業務の目的

文部科学省科学技術・学術政策研究所(以下、「当研究所」という。)では、日本の科学研究の現状を各種の分析を通じて明らかにしてきた。これらの分析は、文部科学省等における政策立案に際しての基礎資料として活用されているが、現状把握を越えた研究力向上に資する知見等の提示への期待も高まりつつある。

高度化する行政ニーズ等に対応しつつ、科学技術政策研究の進展にも資するためには、研究活動におけるインプットやアウトプットに関する情報の個別の把握を越えた、研究活動のプロセス及びプロセスにおける因果関係の解明が可能なデータセットの構築とそれに基づく分析が必要となる。

以上の問題意識を踏まえて、当研究所では、「研究責任者を対象とした研究活動の実態調査(研究室パネル調査)」を2020～24年度に実施することを計画している。

本調達においては、研究室パネル調査で用いる研究活動把握データベース用システムの開発及び運用方法の検討を委託することを目的とする。

3. 委託業務の内容

受注者は、以下の3-1～3-5の業務を実施すること。業務を実施に当たっては、当研究所と定期的に打ち合わせ(1ヵ月に1回程度)を行い、業務の進捗報告等を行うとともに、確認の必要な事項や疑義等が発生した場合は、当研究所担当者と随時協議し、その指示を仰ぐこと。

3-1 研究活動把握データベース用システムの開発

研究活動把握データベース用システムの開発として、(A)協力者のインプット・アウトプット情報等を取得するシステム及び手法の開発、(B)研究活動把握用データベースの開発を行うこと。

研究活動把握データベースについては、2020～24年度の本番調査(3,000名程度を想定)で利用することを想定している。その形式・機能は下記(A)、(B)に述べる通りとするが、研究活動把握データベース用システムを継続して使用できるようにするための将来的な機能拡張に関する工夫があれば、受注者が提案すること。

(A) インプット・アウトプット情報等取得システム等の開発

協力者による研究活動把握用データベースへの入力負担を軽減する目的で、以下の①～④に示すインプット・アウトプット情報等を取得するためのシステム又は手順を開発すること。

協力者のインプット・アウトプット情報等の推定は、基本的には協力者の氏名、所属情報と各種データベースに含まれる氏名、所属情報のマッチングにより行うことを想定しているが、詳細については当研究所と協議のうえ決定することとし場合により、幾つかの機能の内容を変更する・実装しないこともできる。なお、本項目の実施に際しては、テスト用の協力者リストを受注者側で作成し、それらを用いて、システム等の開発及びシステム等の検証を行うこと。

協力者のインプット・アウトプットを推定する効率的な方法、以下の①～④に示す以外のインプット・アウトプット情報等の取得についての提案があれば、受注者が提案すること。収集期間は2014～2023年(2020～24年度の本番調査期間+その前の5年間)を想定しているが、収集期間、収集項目が

長ければなお良い。

① 科学研究費助成事業(科研費)等のファンディング情報

資金配分機関等のサイトからファンディング情報を取得し、協力者のものと推定される研究課題の情報(研究課題番号, 研究課題名等)を取得・整理するシステム又は手順を開発すること。協力者が研究代表者及び研究分担者である研究課題を対象とすること。また、収集項目が多ければなお良い。

科研費は必須とし、それに加えて国内公的機関の主要な競争的外部資金を対象とすることが望ましい。科研費以外のファンディング情報の取得については、受注者が提案すること。

② researchmap の情報

researchmap 上で公開されている協力者の各種情報(研究キーワード, 研究分野, 経歴, 論文, 特許, 講演・口頭発表等, MISC, 書籍等出版物, 所属学協会, 競争的資金等の研究課題等)を取得・整理するシステム又は手順を開発すること。researchmap からの情報取得に際しては、researchmap のサーバに大きな負荷がかからないようにすること。

③ 論文の情報

受注者は、当所から貸与する論文データベース(Elsevier 社の Scopus 又はクラリベイト・アナリティクス社の Web of Science を想定)から、協力者が著者に含まれていると推定される論文の情報を取得・整理するシステム又は手順を開発すること。なお、論文の推定に際しては、論文データベース上で付与されている著者固有の ID も活用すること。

④ 特許出願の情報

受注者は、当所から貸与する協力者のものと推定される特許出願(国立大学のみ)及び researchmap から得られた情報をもとに、協力者の特許出願情報を整理するシステム又は手順を開発すること。

(B) 研究活動把握用データベースの準備

研究活動把握用データベースの準備として以下の①～⑮を行うこと。入力の形式は、チェック欄式、複数項目からの選択式、自由記述式である。入力項目数は、属性情報を含めて 100 程度を想定しているが、継続的な運用において入力項目が変更可能となるようにすること。

なお、協力者の入力負担等を軽減する工夫があれば、受注者が提案すること。また、詳細については当研究所と協議のうえ決定することとし場合により、幾つかの機能の内容を変更する・実装しないこともできる。

研究活動把握用データベースのプロトタイプは 2019 年 12 月中に完成させ、「3-2 実態調査用システムのテスト」を行うこと。

① データベース開発を実施するサーバは受注者が準備すること。

② 協力者ごとにID及びパスワードを設定可能とすること。

③ IDは数字 5 桁、パスワードは ID から容易に類推できないもの(英数字 5 桁等)とすること。

④ 当研究所から提供する研究活動把握用データベース入力フォーマットを用いて、データ入力するための画面を作成すること。なお、データ入力のための画面については、本番調査運用時の改良が可能な形とすること。

⑤ 協力者用の入力方法に関する操作マニュアル(電子媒体)を作成すること。

⑥ 「研究活動把握用データベース」ウェブ入力トップページを作成すること(接続アドレスの設定を含む)。

⑦ トップページには、ID入力欄、パスワード入力欄を設けるものとし、トップページでID・パスワード

を入力しログインすると、データを入力する画面に移行する仕組みとすること。

- ⑧ ログイン後の冒頭の画面にデータ入力への協力依頼文書、操作マニュアル等を掲載できるようにすること。
- ⑨ 入力データの修正が可能にようにすること。
- ⑩ トップページ以降のページの遷移やデザインについては、当研究所と協議のうえ決定すること。
- ⑪ 入力作業中のデータは、入力途中でも随時保存を可能とする。また、再度ログインした時に入力途中より入力を再開することが可能とすること。
- ⑫ 現在のデータ入力の進捗を示すステータスバーを設定すること。
- ⑬ 3-1)(A)で作成した協力者のインプット・アウトプット情報を、所定の位置に自動表示する。必要に応じて各種情報の修正が可能にようにすること。
- ⑭ テキスト形式の論文、特許、ファンディング情報を読み込み、所定の位置に自動表示する。また、3-1)(A)で作成した協力者のインプット・アウトプット情報との重複を確認できるようにすること。テキスト形式以外の形式のファイルの読み込みについては、受注者が提案すること。
- ⑮ 入力画面の最後に、入力内容を送信する画面を作成すること。入力データを受信した後、協力者に入力データを受理した旨の返信を行う機能をつけること。

3-2 研究活動把握用データベースのテスト

20名の研究者に、実態調査用システムの使いやすさや入力項目の内容に不明な点が無いか等についてテストを行い、それに基づく、システムの改善方策の検討を行うこと。テスト協力者は、別紙1に示す大学の教員とする。テスト協力者の選定、テスト協力者への依頼・日程調整、テスト協力者へのテストは、受注者が行うこと。

20名の中には、首都圏以外の大学の4名、私立大学の4名を含め、分野(理学、工学、農学、保健)及び職位(教授、准教授、助教)のバランスに配慮すること。研究活動把握用データベースのテスト内容や対象者は、最終的には当研究所担当者との協議を踏まえて決定すること。

なお、テストに際しては、テスト協力者の個人情報を保持しないようにすること。

3-3 研究活動把握用データベースの運用方法の検討

2020～24年度のデータベース運用の際に、個人情報の適切な保護管理を行った形で、1)協力者のインプット・アウトプット情報等の取得、2)研究活動把握用データベースの運用・保守、3)協力者によるデータベースへの入力のサイクルが可能となる、研究活動把握用データベースの運用方法について検討を行うこと。

3-4 研究室パネル調査検討会での説明

受注者は、当研究所が運営する研究室パネル調査検討会への出席を行い、研究活動把握データベース用システムの開発の概要、研究活動把握用データベースのテスト結果及びそれに基づくシステムの改善方策、研究活動把握用データベースの運用方法について、説明を行うこと。検討会の運営に関する業務は当研究所が行う。委員会の開催回数及び開催場所は以下を想定している。

開催回数： 最大2回(2019年10月後半～11月初め、2020年3月中旬～後半)

開催場所： 当研究所または文部科学省の会議室

3-5 委託業務成果報告書の作成

受注者は、本委託業務の成果を明示化するために、上記3-1～3-3を記述した委託業務成果報告書を作成すること。特に、研究活動把握用データベースのテスト結果及びそれに基づくシステムの改善方策、研究活動把握用データベースの運用方法については、詳細に記述を行うこと。

4. 委託業務実施期間

契約日から2020年3月27日

5. 成果物

受注者は、委託業務の成果物として、電子媒体を提出すること。ただし、以下において[電子媒体及び紙媒体]としたものは電子媒体及び紙媒体(各1部)を提出すること。成果物には以下のものを含む。

- ・ インプット・アウトプット情報等取得システムのプログラム等及びデータ
- ・ インプット・アウトプット情報等取得システムの構成説明書
- ・ インプット・アウトプット情報等取得システムの利用説明書
- ・ 研究活動把握用データベースのプログラム
- ・ 研究活動把握用データベースの構成説明書
- ・ 研究活動把握用データベースの利用説明書
- ・ 委託業務成果報告書[電子媒体及び紙媒体]

6. 無償貸付を行う資料

3-1にかかわるもの

- ・ 研究活動把握用データベース入力フォーマット
- ・ Scopus 又は Web of Science の書誌情報
- ・ 国立大学に所属していた研究者の特許情報

7. 応札者に求める要求要件

(1)「総合評価基準」に示された要求要件

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、別に示す総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」による。
- ② 「評価項目及び得点配分基準」に示す要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2)要求要件の詳細

別添の総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」のとおり。

8. 守秘義務

- (1) 受注者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。
- (2) 受注者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。
- (3) 受注者は、個人情報等の取り扱いについて、「文部科学省の保有個人情報等に管理に関する規則(平成27年12月17日文部科学省訓令第29号)第47条の規定によるものとし、個人情報等を適切に

保護管理しなければならない。

9. 届出義務

受注者は、提案書類の提出後、技術審査の日までにおいて、第三者から資格や認定の取消しを受けるなどの後発事象により、提案書の内容に変更が生じることが判明した場合には、速やかに発注者に届け出ること。

10. その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、科学技術・学術政策研究所と適宜協議を行うものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、会計に関する法令に定めるほか、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。

第1G: 論文数シェア1%以上のうち上位4大学		
国立 大阪大学	国立 佐賀大学	私立 久留米大学
国立 京都大学	国立 滋賀医科大学	私立 工学院大学
国立 東京大学	国立 島根大学	私立 甲南大学
国立 東北大学	国立 総合研究大学院大学	私立 神戸学院大学
第2G: 論文数シェア1%以上(上位4大学を除く)		
国立 岡山大学	国立 電気通信大学	私立 神戸薬科大学
国立 金沢大学	国立 東京海洋大学	私立 国際医療福祉大学
国立 九州大学	国立 東京学芸大学	私立 埼玉医科大学
国立 神戸大学	国立 豊橋技術科学大学	私立 産業医科大学
国立 千葉大学	国立 長岡技術科学大学	私立 自治医科大学
国立 筑波大学	国立 奈良女子大学	私立 芝浦工業大学
国立 東京工業大学	国立 奈良先端科学技術大学院大学	私立 城西大学
国立 名古屋大学	国立 浜松医科大学	私立 上智大学
国立 広島大学	国立 弘前大学	私立 昭和大学
国立 北海道大学	国立 福井大学	私立 昭和薬科大学
私立 慶應義塾大学	国立 北陸先端科学技術大学院大学	私立 成蹊大学
私立 日本大学	国立 宮崎大学	私立 聖マリアンナ医科大学
私立 早稲田大学	国立 室蘭工業大学	私立 聖路加国際大学
第3G: 論文数シェア0.5%以上～1%未満		
国立 愛媛大学	国立 山梨大学	私立 摂南大学
国立 鹿児島大学	国立 横浜国立大学	私立 崇城大学
国立 岐阜大学	国立 琉球大学	私立 千葉工業大学
国立 熊本大学	国立 和歌山大学	私立 中央大学
国立 群馬大学	公立 会津大学	私立 中部大学
国立 静岡大学	公立 秋田県立大学	私立 鶴見大学
国立 信州大学	公立 北九州市立大学	私立 帝京大学
国立 東京医科歯科大学	公立 岐阜薬科大学	私立 東京医科大学
国立 東京農工大学	公立 九州歯科大学	私立 東京工科大学
国立 徳島大学	公立 京都府立大学	私立 東京工芸大学
国立 鳥取大学	公立 京都府立医科大学	私立 東京歯科大学
国立 富山大学	公立 県立広島大学	私立 東京慈恵会医科大学
国立 長崎大学	公立 高知工科大学	私立 東京電機大学
国立 名古屋工業大学	公立 札幌医科大学	私立 東京都市大学
国立 新潟大学	公立 滋賀県立大学	私立 東京農業大学
国立 三重大学	公立 静岡県立大学	私立 東京薬科大学
国立 山形大学	公立 首都大学東京	私立 同志社大学
国立 山口大学	公立 富山県立大学	私立 東邦大学
公立 大阪市立大学	公立 名古屋市立大学	私立 東北医科薬科大学
公立 大阪府立大学	公立 奈良県立医科大学	私立 東洋大学
公立 横浜市立大学	公立 兵庫県立大学	私立 徳島文理大学
私立 北里大学	公立 福島県立医科大学	私立 獨協医科大学
私立 近畿大学	公立 和歌山県立医科大学	私立 豊田工業大学
私立 順天堂大学	私立 愛知医科大学	私立 新潟薬科大学
私立 東海大学	私立 愛知学院大学	私立 日本医科大学
私立 東京女子医科大学	私立 愛知工業大学	私立 日本歯科大学
私立 東京理科大学	私立 青山学院大学	私立 日本獣医生命科学大学
第4G: 論文数シェア0.05%以上～0.5%未満		
国立 秋田大学	私立 麻布大学	私立 日本女子大学
国立 旭川医科大学	私立 岩手医科大学	私立 兵庫医科大学
国立 茨城大学	私立 大阪医科大学	私立 福岡大学
国立 岩手大学	私立 大阪工業大学	私立 福岡歯科大学
国立 宇都宮大学	私立 大阪薬科大学	私立 福山大学
国立 大分大学	私立 岡山理科大学	私立 藤田保健衛生大学
国立 大阪教育大学	私立 沖繩科学技術大学院大学	私立 法政大学
国立 お茶の水女子大学	私立 学習院大学	私立 星薬科大学
国立 帯広畜産大学	私立 神奈川大学	私立 北海道医療大学
国立 香川大学	私立 神奈川歯科大学	私立 松本歯科大学
国立 北見工業大学	私立 金沢医科大学	私立 武庫川女子大学
国立 九州工業大学	私立 金沢工業大学	私立 明治大学
国立 京都工芸繊維大学	私立 川崎医科大学	私立 明治薬科大学
国立 高知大学	私立 関西大学	私立 名城大学
国立 埼玉大学	私立 関西医科大学	私立 酪農学園大学
	私立 関西学院大学	私立 立教大学
	私立 京都産業大学	私立 立命館大学
	私立 京都薬科大学	私立 龍谷大学
	私立 杏林大学	

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「研究室を対象とした研究活動把握データベース用システムの開発及び運用方法の検討」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「研究室を対象とした研究活動把握データベース用システムの開発及び運用方法の検討」

評価項目及び得点配分基準（*：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加点
●	1. 業務の実施方針	25	25
	1-1. 業務内容の妥当性、独創性	10	10
*	1-1-1. 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。研究活動把握データベース用システムを継続して使用できるようにするための工夫、仕様書に示されている以外のインプット・アウトプットの情報源の活用、テキスト形式以外の形式のファイルの読み込みなど。）	5	10
*	1-1-2. 偏った業務内容となっていないこと。	5	
	1-2. 業務実施方法の妥当性、独創性	10	10
*	1-2-1. 業務実施方法が妥当であること。 （業務成果を高めるための分析手法の工夫があればその内容に応じて加点する。協力者のインプット・アウトプットを推定する効果的な方法の提案、協力者負担を軽減するための研究活動把握データベース用システムの工夫など。）	5	10
*	1-2-2. 業務実施項目・業務実施手法が明確であること。	5	
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
*	1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。インプット・アウトプット情報の収集と研究活動把握データベース用システムの両方を効率的に行うための工夫が示されていれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	12
	2-1. 組織の類似業務の経験	5	8
*	2-1-1. 過去に類似の業務を実施した実績があること。 （当該組織がウェブ上からのデータ取得、ウェブシステムの構築、研究代表者・論文著者名等の名寄せを実施した実績があれば、その内容に応じて加点する。）	5	8
	2-2. 組織の業務実施能力	10	
*	2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	
*	2-2-2. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	
	2-3. 業務実施に当たってのバックアップ体制		4
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。（インプット・アウトプット情報等の取得、研究活動把握データベースのテストを円滑に行うための人員補助体制を有していれば加点する。）		4
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似業務の経験	5	10
*	3-1-1. 過去に類似の業務を実施した実績があること。 （業務従事予定者がウェブ上からのデータ取得、ウェブアンケートシステムの構築、研究代表者・論文著者名等の名寄せを実施した実績、個人情報の適切な保護管理を行った形でのデータベースの運用方法についての知見を有すれば、その内容に応じて加点する。）	5	10
	3-2. 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性	5	
*	3-2-1. 業務内容に関する知識・知見を有していること。	5	
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		3
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組		3
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		3
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の特典が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「研究室を対象とした研究活動把握データベース用システムの開発及び運用方法の検討」 加点付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 業務成果を高めるための分析手法の工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 組織の類似業務の受託実績について	8	4	2
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	4	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 業務従事予定者の類似業務の受託実績について	10	6	2
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業）等			
・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・認定段階 3		3	
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（技術審査の日までに計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）		1	
・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）		1.5	
・プラチナくるみん認定		2	
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定			
・ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。			